

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江店 米原市飯字入田15番1ほか9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代正美 岐阜県恵那市大井町180番地1 ほか1者
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社バロー 9時から21時30分まで
株式会社ワッツオースリー販売 9時から22時まで
株式会社ユタカファーマシー 9時から22時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社バロー 9時から21時30分まで
株式会社ワッツオースリー販売 9時から22時まで
株式会社ユタカファーマシー 9時から23時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から23時30分まで
- 4 変更年月日 平成30年4月1日
- 5 変更の理由 テナントの営業時間変更のため
- 6 届出年月日 平成30年3月30日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照490-1
 - (2) 縦覧期間 平成30年5月18日から平成30年9月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成30年9月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号